

健康保険

被扶養者資格について

令和 7 年 10 月

測量地質健康保険組合

《健康保険被扶養者資格について》

健康保険では、被保険者だけでなく、被扶養者についても病気やけが、出産または死亡に対して保険給付が行われます。

被扶養者となるためには、一定の要件(下記の『1. 被扶養者の範囲』と『2. 被扶養者認定上の収入と生計維持関係について』を満たす家族について「被扶養者(異動)届」を提出し、認定を受ける必要があります。

また、被扶養者になった以降に、就職等により、被扶養者の認定要件に該当しなくなったときには、すみやかに「被扶養者(異動)届」(削除)を提出してください。

なお、健康保険被保険者証又は資格確認書をお持ちの場合には返却してください。ただし、令和7年12月2日以降は、健康保険被保険者証の返却は不要です。(ご自身で破棄してください。)

また、その被扶養者が高齢受給者(70 歳～74 歳)であった場合で高齢受給者証もお持ちの場合には同様に返却してください。

1. 被扶養者の範囲

健康保険の被扶養者となれるのは、被保険者の三親等内の親族で、75歳未満の人ですが、続柄によっては被保険者と同一世帯(注1)であることも要件となります。

(1) 生計維持関係のみが要件の人

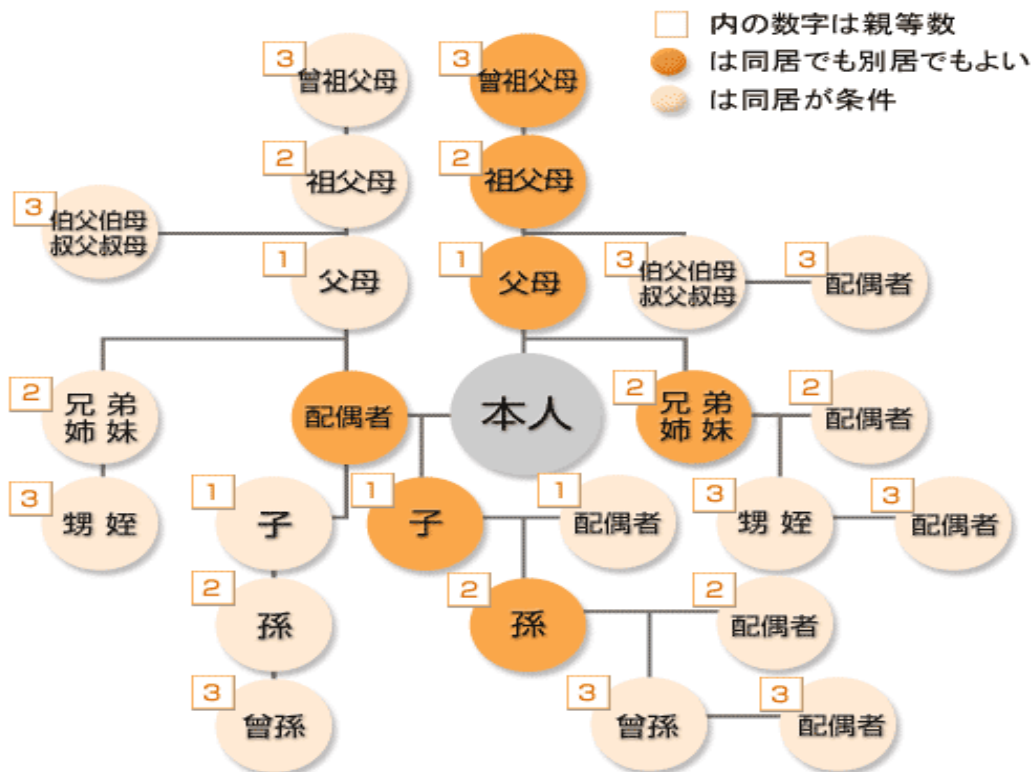
- 配偶者(事実上の婚姻関係にある人(注2)を含む)
- 子、孫、被保険者の兄、姉、弟、妹
- 被保険者の父母などの直系尊属

(2) 被保険者と同一世帯であり、生計維持関係もあることが要件の人

- 上記(1)以外の三親等内の親族
- 被保険者と事実上の婚姻関係にある人の父母及び子(その人の死亡後も含む)

(注1) 『同一世帯』とは、被保険者と被扶養者となる人が、住居及び家計を共同にすることです。

(注2)『事実上の婚姻関係…』とは、法律上の手続きをすれば配偶者となれる人のことです。



2. 被扶養者認定上の収入と生計維持関係について

被扶養者として認定されるには、認定対象者の年間収入(注 3)が下記の限度額未満であり、さらに主として被保険者に生計を維持(注 4)されているかどうかが基準となります。

また、被扶養者として認定する際、パート、アルバイト等、給与収入があるときは、(他の収入があるときは合計して)申請時の平均収入(おおむね 3 か月以上の平均)が、月額 108,334 円未満(注 5)であることが基準となります。

(1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

- ① 認定対象者の年間収入が 130 万円未満(注 6)であって、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であり、主として被保険者により生計を維持されていれば被扶養者として認められます。
- ② ①に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が 130 万円未満(注 6)であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計を総合的に勘案して、被保険者がその世帯の生計維持の中心的な役割を果たしていると認められるときは、被扶養者として認められます。

(2) 認定対象者が同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が 130 万円未満(注 6)であって、かつ、被保険者からの援助額(仕送り額)による収入額より少ない場合には、主として被保険者に生計を維持されていれば、被扶養者として認められます。

(注 3) 『認定対象者の年間収入』とは、扶養の事実が生じた日以降 1 年間に見込まれる収入の額とし、パートなどの給与収入(通勤手当等を含む総収入額)、事業収入、地代・家賃などの財産収入、配当収入、年金収入(老齢・遺族・障害・厚生年金基金等の企業年金・個人年金)、失業給付・傷病手当金・出産手当金などの各種給付金、利子収入など、課税・非課税を問わずすべて対象となります。

(注 4) 『主として被保険者に生計を維持』とは、認定対象者の生活費の大半(2 分の 1 以上)を被保険者に依存している状態のことをいい、認定対象者に収入があり、被保険者と家計を別個にして独自の生活を営んでいたり、被保険者以外の人からより多くの生活費を受けている場合は被扶養者認定の対象にはなりません。

(注 5) 認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は月額 125,000 円未満、
認定対象者が 60 歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は月額 150,000 円未満

(注 6) 認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は 150 万円未満、
認定対象者が 60 歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 180 万円未満

《参考》

- 令和7年10月1日より19歳以上23歳未満の方(被保険者の配偶者を除く)の被扶養者として認められる年間収入基準が「130万円未満」から「150万円未満」に変更されました。
この19歳以上23歳未満の年齢要件については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。
なお、民法の期間に関する規定が準用され、年齢は誕生日の前日において加算されます。
そのため、1月1日生まれ以外の方は、19歳誕生日を迎える年の1月1日から適用されます。
また、1月1日生まれの方は、19歳誕生日を迎える前年の1月1日から適用されます。

 - 60歳の年齢要件については、誕生日の前日から適用されます。

 - 雇用保険の失業給付の目的は、早期に適職を得られるまで、ほかからの生活費の援助を受けなくても自活できる額を保障するものであり現在の失業の状態は一時的のものと考えられます。
このようなことから、失業給付金受給中は被保険者によって「主として生計を維持されている」とは考えられず、被扶養者としては認定されません。
ただし、失業給付の日額が3,612円未満(注7)(失業給付以外の収入がある場合には、日額に換算して合計した額が3,612円未満(注7))であれば被扶養者として認定されます。
- (注7) 認定対象者が19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は日額が4,167円未満、
認定対象者が60歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は日額が5,000円未満
- 傷病手当金、出産手当金についても、雇用保険の失業給付金と同様に支給額を確認します。

 - 父母の双方又は、いずれか一方を被扶養者として認定する場合は、「夫婦相互扶助」の観点から父母の年間収入の合計額が被保険者の年間収入額未満であるかを確認し判断します。

3. 国内居住要件について

被扶養者として認定されるには、日本国内に居住している必要があります。

国内居住の確認は、住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとします。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないと判断します。

国内居住要件の例外（外国に居住しているが被扶養者となれる方）

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととします。

なお、必要な添付書類等は下表のとおりです。

<国内居住要件の例外事由及び添付書類の例>

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

国内居住者であっても、被扶養者と認められない例外

医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住であっても被扶養者として認定できません。

《被扶養者の認定日・削除日》

被扶養者になった日(認定日)

被扶養者の認定日は、『受付日』か『事実発生日』(事実関係発生日から1か月以内の届出に限る)のどちらかです。
根拠のない希望日の認定はできません。

- (1) 子供が出生した場合・・・出生日
- (2) 被保険者の新規資格取得に伴う被扶養者の認定の場合・・・被保険者の資格取得日
※ 被保険者の資格取得日から1か月を経過した届出は受付日認定となります。
- (3) 事実関係発生日(退職日の翌日、各種給付の支給期間の最終日の翌日、同居開始日、任意継続被保険者資格喪失日など)で同居等が確認でき、被保険者によって主として生計維持されていることが確認できた場合・・・その事実関係発生日(確認書類として、世帯全員の住民票が必要です)。
※ 事実関係発生日から1か月を経過した届出は受付日認定となります。

被扶養者でなくなった日(削除日)

次の(1)から(6)に該当した場合は、被扶養者(異動)届(削除)を提出してください。

なお、健康保険被保険者証又は資格確認書をお持ちの方は返却してください。ただし、令和7年12月2日以降は健康保険被保険者証の返却は不要です。(ご自身で廃棄してください。)

また、高齢受給者の方で、高齢受給者証をお持ちの方は返却してください。

- (1) 就職した場合・・・就職日当日
- (2) 死亡した場合・・・死亡日の翌日
備考欄に死亡日を記入してください。
- (3) 収入超過した場合・・・その日
収入超過の基準は年間収入130万円以上です。
なお、19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の方は年間収入150万円以上です。
また、60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方は年間収入180万円以上です。
- (4) 失業給付を受給した場合・・・支給開始日
ただし、失業給付の日額が3,612円以上の場合です。
なお、19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の方は日額が4,167円以上の場合です。
また、60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方は日額が5,000円以上の場合です。
- (5) 結婚・離婚等の理由により被保険者との主たる生計維持関係がなくなった場合・・・その日
- (6) 後期高齢者医療の被保険者となった場合・・・75歳の誕生日

《国民年金第3号被保険者について》

厚生年金保険等の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第3号被保険者として国民年金に入ります。第3号被保険者自身が保険料を納付することはありませんが、厚生年金保険等、被用者年金制度で負担するため、第3号被保険者としての届出が必要となります。

● 『国民年金第3号被保険者届』に被扶養者証明を添付のうえ管轄の日本年金機構事務センターに直接、提出してください。

※ 被扶養者証明とは、認定対象者の被扶養者(異動)届の控で確認印が押印済の写し、事業主証明等です。
詳しくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

※ 『第3号喪失届』は当健康保険組合の証明印は不要です。

《被扶養者認定に必要な添付書類》

被扶養者を追加するため、被扶養者(異動)届を提出する際は、次の添付書類も提出してください。

○印は添付を要するもの、△は場合によっては必要なものを表しています。

各提出書類①から⑥の詳細は、8ページ以降を参照してください。

なお、被保険者の退職再雇用等により、被保険者の「資格喪失届及び資格取得届(資格喪失日及び資格取得日が同日付)」と併せて被扶養者(異動)届を提出する場合で、かつ被扶養者の状況に変化がない場合には、被扶養者(異動)届には添付書類は不要です。

区 分		① 現況書	② 住民票 (3)	③ 戸籍謄本 (4)	④ 収入確認	⑤ 送金証明 (別居の場合)	⑥ 資格喪失証明書
配偶者		○	○	△	○	○	△
子	16歳以上	○	○	△	○	△ (5)	△
	16歳未満	△ (2)	○	△			△
父母・祖父母		○	○	△	○	○	△
兄弟 姉妹 孫	16歳以上	○	○	△	○	○	△
	16歳未満	○	○	△		○	△
義父母・その他 (1)		○	○	△	○		△

(注) 上記以外の証明書等、認定対象者以外の同居者についての証明書等を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

- (1) 同一世帯が要件となります。
- (2) 被保険者が女性の場合、①現況書に配偶者の有無等を記入し添付してください。
- (3) 世帯全員のもので、続柄等が記載されているものを入手してください。
- (4) 住民票で続柄が確認できない場合、必要です。
- (5) 学生の場合、学生証(写)又は在学証明書を提出することで省略可です。

《被扶養者(異動)届を提出する際に添付する書類の詳細》

①被扶養者認定に関する現況書（当健康保険組合の様式）

現況書をもとに被扶養者の認定をしますので、正確に記入してください。

【添付が必要な場合】

- 認定対象者が16歳以上の方の場合、添付が必要です。
なお、16歳未満の子の場合でも、被保険者が女性の場合は添付が必要です。
- 別居の方は現況書項目7・⑩について記入してください。
- 現況書項目8の申立書欄の詳細は11ページの☆を参照してください。

②住民票（住民票記載事項証明書は不可）

世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの（写） 【有効期限：発行日より3か月以内】

【添付が必要な場合】

- 被保険者と認定対象者が同居している場合、添付が必要です。同居と続柄を確認します。
- 被保険者と認定対象者が別居している場合、認定対象者分の添付が必要です。他に生計を同一にしている方がいるかどうかを確認します。

③戸籍謄本（戸籍抄本）

【添付が必要な場合】

- 別居や外国人等の理由により住民票で続柄の確認ができない場合
(例) 父母の場合・・・被保険者の戸籍謄本（写）
- 事実上婚姻関係にある方の場合、被保険者・認定対象者それぞれの戸籍謄本（写）

④収入確認書類

【添付が必要な場合】

16歳以上の方の場合、いずれかの添付が必要です。なお、複数該当している場合には該当ごとに必要です。

(1) 給与収入がある場合

- 勤務先から発行された収入証明書・・・給与明細書（写）等で直近3か月分

なお、給与明細書等に認定対象者の氏名や勤務先事業所名等が記載されていない場合は不可です。

この場合、別紙「給与支払証明書（当健康保険組合ホームページからダウンロード可）」に認定対象者が勤務する事業主が給与額等について証明していただけた場合には代用可能です。

※ 原則は上記の給与明細書（写）等の3か月分が必要ですが、勤務開始から3か月未満の場合でも、勤務先との契約内容から、明らかに年間収入が130万円未満(注6)であることが確認できる場合には、雇用契約書（写）や労働条件通知書（写）等で認定できる場合があります。

この「明らかに年間収入が130万円未満(注6)であることが確認できる場合」とは、雇用契約書等に「勤務時間、勤務日数及び給与額（時給等）」が明記されており、かつ「残業・休日出勤等が全くない」又は「残業・休日出勤等の最大時間及び日数」が明記されており、計算上、年間収入が130万円未満(注6)であることが間違いないことが確認できる場合です。

雇用契約書等が無い場合又は雇用契約書等では上記の確認事項に不足がある場合には、別紙「勤務内容について（当健康保険組合ホームページからダウンロード可）」に認定対象者が勤務する事業所が契約内容等について証明していただけた場合には代用可能です。

なお、「残業・休日出勤等について明記がなく、残業・休日出勤等があるかどうか不明な場合」又は「残業・休日出勤等があるが、最大時間及び日数について明記がない場合」には、「明らかに年間収入が130万円未満(注6)」であることが確認できませんので、雇用契約書等では認定できません。（原則どおり、給与明細書（写）等の直近3か月分で収入状況を確認したうえで判断します。）

(注6) 認定対象者が19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は150万円未満、

認定対象者が60歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満

(2) 前年1月以降に退職し、現在、無職の場合

- 退職日が確認できる雇用保険被保険者離職票（写）又は退職証明書（写）

なお、退職日より3か月以上経過している場合で、かつ現在も無職無収入の場合は、『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在も無職無収入である旨を記入し、第三者（事業主等）の証明を受けてください。

(3) 雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合

- 雇用保険受給資格者証（写）

なお、受給終了後より3か月以上経過している場合で、かつ現在も無職無収入の場合は、『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在も無職無収入である旨を記入し、第三者（事業主等）の証明を受けてください。

※ 失業給付金待期中の方は受給開始した時点で被扶養者認定は原則認定できませんが、給付日額が3,612円未満(注7)の場合は認定できます。

(注7) 認定対象者が19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は日額が4,167円未満、

認定対象者が60歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は日額が5,000円未満

(4) 公的(私的)年金等を受給中の場合

- 直近の年金受給額が確認できる年金額改定通知書(写)又は年金振込(支払)通知書(写)等

(5) 自営業による収入、不動産収入等がある場合

- 直近の確定申告書(写) ※ 経費の確認できる損益計算書(写)も必要

(6) 退職後に傷病手当金・出産手当金等の給付金を受給している場合

- その支給日額等が確認できる書類(支給決定通知書(写)等)

(7) 上記の(1)～(6)の他に収入がある場合

- (1)～(6)の確認書類に加えて、その収入が確認できる書類

(8) ア 60歳以上の方の場合

- (1)～(7)の確認書類に加えて、市区町村から発行された所得課税(非課税)証明書(写)

イ 60歳未満の方で上記の(1)～(7)に該当しない場合

- 市区町村から発行された所得課税(非課税)証明書(写)

⑤送金証明

【添付が必要な場合】

被保険者と認定対象者が別居している場合

- 送金時期、金額等が確認できる直近3か月分の振込通知書の控(写)、または現金書留の控(写)等
 - ※ 学生の場合、学生証(写)又は在学証明書を提出することで省略可です。
 - ※ 単身赴任の場合は省略可です。
 - ※ 申立書(手渡ししている等)のみでは認定できません。

⑥資格喪失証明書(写)

【添付が必要な場合】

- ・ 認定対象者の申請前健康保険資格が任意継続被保険者だった場合
- ・ 認定対象者が申請前は事業所に勤務する被保険者だが、勤務は継続したまま雇用形態の変更(勤務時間・日数等の減少)により健康保険の資格を喪失し、収入が減少した場合
- ・ 認定対象者が申請前は別被保険者の被扶養者であるが、認定希望被保険者の方が別被保険者よりも収入が多くなったこと等により被扶養者を異動する場合(妻の被扶養者であった子を夫の被扶養者に異動する場合等)
- 認定対象者の資格喪失日(削除日)が確認できる資格喪失証明書(写)を、認定対象者が申請前に加入していた健康保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会等)より入手してください。

☆「被扶養者認定に関する現況書」の項目 8 の申立書欄について

申立書欄は次のような場合に使用してください。また、第三者（事業主等）の証明を受けてください。

なお、申立書のみでは被扶養者認定はできません。必ず 7 ページから 10 ページに記載されている①から⑥の公的証明書等を添付してください。

（例 1）認定対象者が退職後（又は雇用保険の失業給付受給終了後）3 か月以上経過し、被扶養者認定の申請をする場合で、かつ現在も無職無収入の場合

→ 現在も無職無収入であることを記入

※ 退職日又は失業給付受給終了日が確認できる④の（2）又は（3）の書類も必要です。

（例 2）被保険者と認定対象者が同居し、生計を同一にしているが、住民票上は別居となっている場合

→ 住民票上別居となっている理由及び住民票上別居となっているが、実際には被保険者と認定対象者が同居し、生計を同一にしていることを記入

※ 被保険者と認定対象者が同一住所であることが確認できる両者の②住民票も必要です。

《被扶養者(異動)届に添付する書類の具体例》

被扶養者を追加するため、被扶養者(異動)届を提出する際に添付が必要な書類の具体例です。

●は必ず必要、■はどちらか必要、▲は場合により必要です。(複数該当している場合には、該当ごとに必要です。)

なお、一般的な例です。状況により追加で書類をお願いする場合があります。

【同居している場合】 (例1から例9は被保険者と認定対象者が同居している場合です。)

(例1) 新規取得に伴い無職無収入の妻を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 妻分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・■ 前年1月以前から無職無収入の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
■ 前年1月以降に退職し、現在、無職無収入の場合は、雇用保険被保険者離職票(写)又は退職証明書(写)
▲ 退職日より3か月以上経過している場合は『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在の収入の状況を詳しく記入し、第三者(事業主等)の証明を受けてください。
▲ 60歳以上の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
▲ 年金収入がある場合は、直近の年金支払通知書(写)又は年金額改定通知書(写)

(例2) 新規取得に伴い16歳未満の子を被扶養者にする

- ① 現況書・・・▲ 被保険者が女性の場合は必要です。
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)

(例3) 新規取得に伴い16歳以上の子を被扶養者にする (学生であっても同様)

- ① 現況書・・・● 子分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・▲ 前年1月以前から無職無収入の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
▲ 前年1月以降に退職し、現在、無職無収入の場合は、雇用保険被保険者離職票(写)又は退職証明書(写)
▲ 退職日より3か月以上経過している場合は『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在の収入の状況を詳しく記入し、第三者(事業主等)の証明を受けてください。
▲ 被扶養者(異動)届提出時において、アルバイト・パート等をしている場合は、直近3か月分の給与明細書(写)

※ 学生であっても、上記のいずれかの収入確認書類が必要であり、学生証(写)又は在学証明書では不可です。

(例4) 子が生まれ被扶養者にする

- ① 現況書・・・▲ 被保険者が女性の場合は必要です。
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)

(例5) 結婚し、妻(無職無収入)を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 妻分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・■ 前年1月以前から無職無収入の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
■ 前年1月以降に退職し、現在、無職無収入の場合は、雇用保険被保険者離職票(写)又は退職証明書(写)
▲ 退職日より3か月以上経過している場合は『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在の収入の状況を詳しく記入し、第三者(事業主等)の証明を受けてください。

(例6) 退職した妻を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 妻分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・● 雇用保険被保険者離職票(写)又は退職証明書(写)
▲ 退職日より3か月以上経過している場合は、『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在の収入の状況を詳しく記入し、第三者(事業主等)の証明を受けてください。
▲ 60歳以上の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
▲ 年金収入がある場合は、直近の年金支払通知書(写)又は年金額改定通知書(写)

(例7) 退職し、その後、雇用保険失業給付を受給終了した妻を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 妻分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・● 雇用保険受給資格者証(写)・・・受給終了日が確認できるもの
▲ 受給終了日より3か月以上経過している場合は、『①被扶養者認定に関する現況書』項目8の申立書欄に現在の収入の状況を詳しく記入し、第三者(事業主等)の証明を受けてください。
▲ 60歳以上の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
▲ 年金収入がある場合は、直近の年金支払通知書(写)又は年金額改定通知書(写)

(例8) パート収入が減少した妻を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 妻分
- ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの(写)
- ④ 収入確認・・・● 直近3ヶ月分(収入が減少した以降のもの)の給与明細書(写)又は雇用契約書(写)等・・・9ページ④の(1)を参照してください。
▲ 給与明細書(写)に認定対象者の氏名や勤務先事業所名等が記載されていない場合は、「給与支払証明書(当健康保険組合ホームページからダウンロード可)」に認定対象者が勤務する事業主が給与額等について証明していただけた場合には代用可能
▲ 雇用契約書(写)等で年間収入見込が確認できない場合は、「勤務内容について(当健康保険組合ホームページからダウンロード可)」に認定対象者が勤務する事業所が契約内容等について証明していただけた場合には代用可能
▲ 60歳以上の場合は、所得課税(非課税)証明書(写)
▲ 年金収入がある場合は、直近の年金支払通知書(写)又は年金額改定通知書(写)
▲ 収入減の理由が勤務時間や日数の減少によるもので、健康保険の被保険者資格を喪失した場合は、健康保険被保険者資格喪失証明書(写)

（例 9）実父の退職により、同居している実父母（二人とも年金収入のみ）を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 父母分の2枚
 - ② 住民票・・・● 世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの（写）
 - ④ 収入確認・・・● 父の雇用保険被保険者離職票（写）又は退職証明書（写）
 - ▲ 父が60歳以上の場合は、所得課税（非課税）証明書（写）
 - 母の所得課税（非課税）証明書（写）
 - 父母の直近の年金額支払通知書（写）又は年金額改定通知書（写）
- ※ 退職により、年金額が変わる場合は、年金事務所作成の年金見込額一覧票

【別居している場合】（例 10 と例 11 は被保険者と認定対象者が別居している場合です。）

（例 10）新規取得に伴い別居している16歳以上の子を被扶養者にする なお、子は学生で無職無収入

- ① 現況書・・・● 子分
- ② 住民票・・・● 子の世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの（写）
- ③ 戸籍謄本・・・● 戸籍謄本（被保険者と子の戸籍を分けている場合は、子の戸籍謄本）（写）
- ④ 収入確認・・・● 子の所得課税（非課税）証明書（写）
- ⑤ 送金証明・・・● 子の学生証（写）又は在学証明書

（例 11）実父が死亡したことにより、別居している実母を被扶養者にする

- ① 現況書・・・● 母分
 - ② 住民票・・・● 母の世帯全員のもので、続柄等が記載されているもの（写）
 - ③ 戸籍謄本・・・● 戸籍謄本（被保険者と母の戸籍を分けている場合は、被保険者の戸籍謄本）（写）
 - ④ 収入確認・・・● 母の所得課税（非課税）証明書（写）
 - ▲ 母に給与収入がある場合は、直近3か月分の給与明細書（写）
 - ▲ 母に年金収入がある場合は、直近の年金額支払通知書（写）又は年金額改定通知書（写）
- ※ 遺族年金が受給できる場合は、年金事務所作成の年金見込額一覧票
- ⑤ 送金証明・・・● 送金時期、金額等が具体的に確認できる直近3か月分の振込通知書の控（写）又は現金書留の控（写）等

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

測量地質健康保険組合
業務部 業務課 業務第一係
TEL 03(3987)3154